

電気通信事業ガバナンス検討会（第11回）

議事要旨

1 日時

令和3年11月12日（金）16時00分～17時35分

2 場所

Web開催

3 議事

（1）電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置について

- ・事務局より、資料11-1、資料11-2及び資料11-3に基づき、電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置について説明があった。
- ・各構成員からの主な意見は以下のとおり。

○電気通信事業法において情報の適正管理を確保することに価値があるのは確かだが、受け入れ側の利用者にとっては、電気通信事業法だけが先行すると混乱してしまうので、他の業界とのバランスを見て、歩調を合わせて行くことが望ましいと期待している。

○電気通信事業は色々な事業分野の下にあって、IT化を支えている。それを利用者から見ると、電気通信事業が分野横断で多くの情報を媒介しているということなので、電気通信事業法において利用者情報に関して規律することには正当性があるといえるのではないか。

○通信は様々なサービスの下支えをするインフラなので、利用者の保護に対しての規律があまりに厳しいと、他分野の可能性を狭くしてしまうと思う。第三号事業に対して、ある程度規律を課していくという方向性は仕方ないかもしれないが、具体的な規制の在り方については、十分に注意しながら議論していくべきではないか。

○第三号事業が一定の要件を満たす場合に規律の対象とすることについて、単に利用

者数だけを基準にするのではキャッチオールになり過ぎる懸念があり、要件を具体的に列挙する必要があると考える。

○ウェブの閲覧履歴のように利用者が関知しない情報について、ウェブサイト側でアクセスの記録がなされて、それが様々なシーンで活用されているので、利用者情報を取得する場合に規律をかける必要があるのではないかと考える。

○利用者への影響の大きさについては、数だけの問題ではないが、基準の決め方が非常に難しいと思う。例えば利用者の侵害される利益などを加味しながら基準に加えるとともに、規律内容の違いについても検討する必要があると考える。

○利用者情報の取得に関する、利用者による確認の機会の確保について、利用者自身が直接接点のあるところで確認することが望ましいと考える。

○大量の情報を解析して新しい価値を生み出すことを、電気通信事業法の規律の対象だと捉えるのは、これからのデジタル社会の可能性を縛ってしまうのではないかと考える。情報漏えいや不適正な取扱いをしてはいけないということは大事だが、電気通信事業法の中でデータの収集やクッキーを扱うのかどうかということについて、もう少し考察が必要だと感じている。

○データを集めて分析する者を全て電気通信事業者にすべきということではなく、通信によって発生したデータを収集する者を規律の対象にしていくべきではないかと考えている。

○業態で規制の対象を決めるときに、実質的に他人の通信を媒介する電気通信役務は比較的分かりやすいが、インターネットにおいて他人間の通信の道案内を行う電気通信役務は、外縁が分かりにくく、規律の対象としての重要性も少し疑問の余地があると感じる。

○何らかの接続先を導くようなサービスは、今後色々な可能性があると思うが、それ

を電気通信事業法でカバーするとしたら、例えば何かキーワードを入れたときに検索するバックエンドのシステムなどが電気通信事業者になりうるので、議論が必要などころだと考える。

○これまでの電気通信事業法が箱物に依存していたところ、クラウドやソフトウェア化に対応していくという考え方は良いと思う。

○当面は認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会を通じて情報を共有するという方向で異存ないが、サイバーセキュリティ対策を目的として第三者に情報提供することで、通信の秘密の侵害に該当する可能性が生じ、事業者の行動が制約されるということは認定協会を通じた共有に限られた話でないところ、中長期的には、サイバーセキュリティの確保を電気通信事業法の目的の一つとして明文化することで、情報共有を刑法上の法令行為として位置づけることが必要ではないか。

○利用者等への情報提供は、目的（被害防止/復旧等）、時系列（事前/問題が発生したとき/事後等）、内容（理解を促すもの/行動を求めるもの等）、方法（紙/W e b等）について検討した上で分かりやすく行われる必要があると考える。

○一般的にクラウド事業者は非常に幅広い利用者に対してサービスを提供しているので、電気通信事業者に仮想化コア等を提供しているからといって、直ちにクラウド事業者が電気通信事業者としての責務を課するのは難しいのではないか。

○インフラ事業者がクラウドや仮想化の技術を活用するときの対応を考えることは、大事だと思う。その一方で、インフラの上に乗るSNS等のサービス事業者についても、停止したときの影響が大きくなってきているので、今後はそういった観点での議論も必要ではないかと思う。

○ネットワークの多様化を踏まえると、通信サービス停止に係るリスク対策として、重大な事故になるおそれがある事態を早く認識して情報共有をするのは非常に重要だと思う。そういう事象があったときには、電気通信事業者はインパクト分析を

していると思うので、具体的な事例を把握するために、様々な電気通信事業者とのヒアリングを上手く進めてほしい。

○電気通信事業法のアイデンティティ、コア概念は何かということを改めて整理する必要があるのではないか。1段階目としては回線設置者がいて、2段階目に回線非設置だが他人の通信を媒介している事業者がいて、今回は、3段階目の対象者の拡大を検討しているところだと思う。コア概念と規律の対象はリンクしていなければいけないので、大規模性や、実質的な通信の媒介との近似性などをクリアにして、アイデンティティを害さない範囲で射程を広げつつ、どのように電気通信事業者というものを限定するかということが重要だと考える。

○規模が少し違うだけで、似たようなことをやっても規律の対象から落ちていくとしたら、狭間のようなところが重要になるが、それが電気通信事業法の管轄なのか、それとも個人情報保護法の管轄なのか、重要なところがしっかりエンフォースできないということがないように慎重に考えなければいけないと思う。日本における個人情報とプライバシーは必ずしもイコールでないので、全体の構造、規律構成との関係で考えていく必要があるのではないか。

(2) その他

- ・事務局より、今後の予定について説明があった。

以上